公立大学法人会津大学職員給与規程第4条に規定する職務の級に係る 分類の基準となる標準的な職務の内容について

> (平成19年2月26日制定) (2020年8月19日改正)

このことについて、公立大学法人会津大学職員給与規程(平成18年規程第40号)第30条の規定に基づき、次のとおり定める。

平成19年2月26日

公立大学法人会津大学 理事長 角山茂章

教育職給料表の適用を受ける者の公立大学法人会津大学職員給与規程第4条に規定する職務の級に係る分類の基準となる標準的な職務の内容について、次のとおり定める。

- 1 1級 助手又は助教の職務
- 2 2級 講師又は准教授(次号に定めるものを除く。)の職務
- 3 3級 准教授(短期大学部に所属する者又は上級准教授の職にある者に限る。)の職務
- 4 4級 教授の職務

## 附則

この規程は、平成19年4月1日以降に支給する給料について適用する。

## 附則

この規程は、2020年8月19日以降に支給する給料について適用する。